

# 事業系ごみ分別・資源化のための 3 つのポイント



事業所（会社・店舗・事務所・学校など）から排出廃棄物は、すべて事業系ごみです。

この事業系ごみについては八王子市の一般家庭とは分別・排出方法が異なります。

## その1 「プラスチック類」



レジ袋、ビニール袋



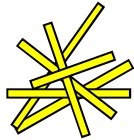
お菓子などの袋



弁当がら



発泡スチロール



PP バンド



プラスチック製品

## 燃やさないごみ

事業所から排出されたプラスチック類は、もやさないごみ（産業廃棄物）です。  
八王子市一般家庭の分別とは異なりますので注意してください。

※プラスチック類についても資源化可能な場合があります。（要相談）

汚れていてももやさないごみ（産業廃棄物）です。

## その2 「紙類」



ダンボール



新聞紙



書類



カタログ・チラシなど



小さな紙きれ



シュレッダー紙



封筒・はがき



名刺



菓子箱など

## 紙資源

上記の紙類（汚れているものは不可）以外でも、資源化出来ます。

※機密文書・個人情報についても資源化可能な場合があります。

（要相談）

## その3 「汚れた紙等」



調理残渣、  
食べ残しなど



木製品  
（割りばしなど）



汚れた紙



写真・感熱紙など

## 燃やすごみ

食べ残しや売れ残りなどの食品廃棄物等も、資源化することが出来ます。

（要相談）

八王子市 資源循環部